

競技会における監視救護体制について

都道府県大会を含む全ての競技会主催者は、大会の開催にあたり、次の有資格者の常駐・監視員（以下「ライフガードという」。）の配置およびAEDを設置すること。

1 競技会における有資格者とは

- (1) 水泳コーチ、水泳教師、水泳指導員資格、日本赤十字社の救急法・水上安全法資格、日本ライフセービング協会のベーシック・サーフライフセーバー、プールライフガード（アドバンス資格・指導員資格を含む）の資格を持ち、事故発生時に救助の指示および救命等に対応できる者。
- (2) この有資格者が競技役員および大会役員等の役職に就くことは差し支えない。
- (3) ライフガードにあたる者が有資格者である場合は、別にこの有資格者を置く必要はない。

2 競技会におけるライフガードとは

- (1) 緊急時に対応できる泳力・技術を兼ね備えている者（特に資格は定めない）。
- (2) ライフガードの役務にあたっている間は、他の役職を兼務しないこと（競技役員および補助役員もその間専従であれば従事しても差し支えない）。なお、ライフガードの役職に就く者は、救助法などについて講習会などを定期的に受講し、研鑽を積んでいることが望ましい。

3 競技会におけるライフガードの人数

- (1) メインプール
 - ① 50mプールは、2名以上。
 - ② 25mプールは、1名以上。
- (2) サブプール（練習用プール）
 - ① 1名以上。
 - ② 50mプールは、2名以上が望ましい。
- (3) ダイビングプール
 - ① 1名以上

4 競技会におけるライフガードの活動

- (1) 競技中のメインプール・ダイビングプールでは審判長または進行の指示により活動する。
- (2) 練習中のサブプールでは、状況に応じ活動する。
- (3) 競技によっては、救命の際など、緊急性が高く、審判長からの指示を待つ猶予がない場合には、救護担当者の判断で対応を開始する。
- (4) 審判長、進行、その他競技会役員および救護担当者と迅速に連携するために、トランシーバーなどの通信機器を用いるのが望ましい。

5 競技会における救護体制

- (1) 医師または看護師を競技開始より終了まで常駐させることが望ましい。
- (2) 医師または看護師の有無に係わらず救急体制（競技場の施設担当者への協力依頼・救急車要請の手順の確認・近隣の救急病院等の所在地確認等）を整備しておくこと。

6 監視救護体制の公表

競技会における有資格者を監視救護担当とし、氏名あるいは団体名をプログラム等を通じて公表すること。

(補足)

本連盟主催の全国大会では、医師1名を競技開始から終了まで、ライフガードは練習開始から競技後の練習終了までメイン3名・サブ1名・計4名の常駐を基本としている。